令和７年度那覇市まなびクーポン事業業務委託

【質問及び回答】

番号	募集要項及び 仕様書ページ	質問内容	回答	回答日
1	仕様書 6見積上限額	クーポン交付額189,828千円想定の内訳を開示いただけますか？ 小学生xx人中xx人、中学生xx人中xx人など、業務量把握の参考にさせていただきたい考えです。	小学生約2,050人中717人、中学生約2,400人中1,080人となります。	R7.2.27
2	仕様書 7委託期間 11実施スケジュール	4月からクーポンシステムが提供される前提になっていますが、例えば6月末まで準備期間で、7月からシステム提供、クーポンは遡及して使用できるというやり方は可能でしょうか？	4月中にクーポン利用受付（利用開始）ができれば利用者の負担が少なくなり望ましいですが、システムの運用や人員配置など、事業実施に係る事前準備等が必要な場合、一定の準備期間を設けることは可能です。クーポンを遡及して使用するやり方は可能ですが、各事業者（学習塾等）によって対応可否が異なります。利用先によっては遡及ができず、利用者の自己負担となることが想定されますので、なるべく年度の早い時期から開始出来るようご提案下さい。	R7.2.27
3	仕様書 8業務内容 (2)クーポンの発行	③クーポン発行について、スマホアプリで実施の際にネイティブアプリもしくはＷＥＢアプリどちらでも問題ないでしょうか。指定がございましたらご教示いただきたいです。	ネイティブアプリ、WEBアプリの指定はございません。	R7.2.27
4	仕様書 8業務内容 (3)事業説明関係資料の作成	手引きを除く、申請書類等は今年度利用している資料を利用させていただくことは可能でしょうか？	申請書等の資料については、引き続き利用可能です。	R7.2.27
5	仕様書 8業務内容 (4)事業周知	対象者への最初の周知は市が行うのでしょうか？ 受託者が行うとしたらどのようなデータを提供いただけますか？ （例：対象世帯リスト、対象事業者リストなど）	対象世帯に対する最初の周知を含めた事業周知は、基本的に市の方で行います（小中学校へチラシ配布、市公式LINE、広報誌掲載等）。受託者は状況に応じて適宜連携をお願いします。	R7.2.27
6	仕様書 8業務内容 (4)事業周知	専用HPの開設時期はいつ頃を予定していますでしょうか。	専用サイト（URL:https://nahamanabi.com/）につきましては、現受託者の方で作成されたサイトになります. 専用サイトの作成は必須ではありません。	R7.2.27
7	仕様書 8業務内容 (5)問合せ対応	過去の問合せデータを開示いただけますか？ ・電話/FAX/メール別　※必要な隻数算定のため	問合せにつきましては、詳細な集計を行っておりません。	R7.2.27

令和７年度那覇市まなびクーポン事業業務委託

【質問及び回答】

番号	募集要項及び 仕様書ページ	質問内容	回答	回答日
8	仕様書 8業務内容 (6)利用者関係	クーポンの利用について、教室での対面の利用でも良いでしょうか？	教室での対面利用も可としますが、利用者のなかにはクーポンの対象世帯であることを周囲に知られたくない方もいらっしゃいますので、対面利用に限定しない方が望ましいです。	R7.2.27
9	仕様書 8業務内容 (7)登録事業者関連	既存の登録事業者は引継ぎできる認識で良いでしょうか？ 登録事業者の営業実態確認などは新規事業者の認識で良いでしょうか？ 登録事業者の営業実態確認は原則架電確認で良いでしょうか？ 具体的な審査基準はございますでしょうか。 ⑧の次年度の周知はメールでの周知で良いでしょうか？	・既存登録事業者は引継ぎになります。 ・営業実態等の確認は主に新規事業者になりますが、実態に疑義がある場合は、既存事業者の確認も行っていただきます。 ・確定申告書や開業届、チラシやWEBサイトなどで確認頂き、必要に応じて架電や現地確認をお願いします。 ・具体的な審査基準や登録事業者から提出頂く書類につきましては、下記の募集要項をご参照下さい。（募集要領 URL:https://www.city.naha.okinawa.jp/child/osirase/sankakujigyousya.files/R6jigousyabosyu.pdf） ・次年度の周知についてはメールで構いません。	R7.2.27
10	仕様書 8業務内容 (8)クーポン処理	精算処理は月1回締めの振込で良いでしょうか？ その場合、振込手数料は事務局が負担する（見積に含める）認識で良いでしょうか？	・月1回締めの振込でも構いません。 ・振込手数料は事務局負担となりますので、御見積に含めてご提案下さい。	R7.2.27
11	仕様書 8業務内容 (9)利用促進及び関係機関との連携	②の利用者とその保護者へのアプローチの頻度について指定はあるでしょうか？ ③の中学生自身からの相談について、支援いただける機関はあるでしょうか？ 具体的な相談事例がございましたらご共有いただけますでしょうか。	・頻度の指定はございません。状況やニーズに応じて適宜アプローチして下さい。 ・こちらからご案内できる支援機関はございません。受託者のほうで支援策等のご提案をお願いします。 ・相談事例は今のところございません。	R7.2.27

令和７年度那覇市まなびクーポン事業業務委託

【質問及び回答】

番号	募集要項及び 仕様書ページ	質問内容	回答	回答日
12	仕様書 8業務内容 (9)利用促進及び関係機関との連携	③特に中学生からは高校進学や就職等、将来を見据えた選択等についての相談対応が求められる点 →通常の上記のような相談は、学校や塾、行政窓口等で行っていると思われますが、本事業では具体的にどのようなケースを想定していますか？ ※相談できる学校や塾、行政窓口等への案内や情報連携などでしょうか？ ※若しくは、相談業務自体を本事業の対象範囲とすることが必須事項となりますでしょうか？	現時点において、相談事例はありませんが、中学生自身から相談があった場合を想定し、どのような対応ができるか、対応策についてご提案をお願いします。	R7.2.27
13	仕様書 8業務内容 (10)アンケート等の実施	既存のアンケート内容を開示いただくことは可能でしょうか？ アンケート方法は一斉メール配信のような方法を想定して良いでしょうか？	・利用者の学力向上や学習意欲の向上を図る事業であるため、既存のアンケート項目は「塾に通うようになり成績が良くなったか」、「学びたいという気持ちが強くなったか」、「自分に自信がついたか」等となっております。アンケート内容（項目等）につきましては、年度毎に本市と調整のうえ決定します。 ・一斉メール配信の方法で構いません。高い回収率が見込める方法をご提案下さい。	R7.2.27
14	仕様書 9実施場所	那覇市内ほかとありますが、例えばコールセンターなどは他都道府県でも可能でしょうか？	本事業を実施するにあたり、支障がなければ他都道府県でも可能です。	R7.2.27

令和７年度那覇市まなびクーポン事業業務委託

【質問及び回答】

番号	募集要項及び 仕様書ページ	質問内容	回答	回答日
15	仕様書 12委託料	支払については、委託期間終了後（年度末）に一括支払でしょうか？ クーポン交付額は事前にお預かりする方式ではなく、受託者が仮払いして年度末に利用実績分請求する形でしょうか？	・事業内容の性質上、事業終了前から一定の資金を必要とするため、契約額のうち、一部概算払いによる方法も可能です。 ・概算払いを行った場合、年度末に実績に応じて精算（追及又は戻入）を行います。	R7.2.27
16	募集要領 2見積上限額	仕様書３に示す対象に対し案内等を実施する事として提案する額を算定すること、とありますが、それは全対象者（4450人）に対する案内のことでしょうか？ その場合、対象データはどのようにいただけますか？	・仕様書３に示す対象とは、約4,450人のうち本市がまなびクーポンを助成する者として決定をした者となります（参考：令和６年度 約4,700人のうち1,741人）。 ・本市がまなびクーポンを助成する者として決定した者の情報は受託者へ共有しますので、クーポンの交付・利用案内等を行ってください。	R7.2.27
17	募集要領 5他事業者との協力・連携について	こちらに記載されている内容は、一般に言うコンソーシアムではなく、再委託事業者という意味でしょうか？	コンソーシアム、再委託先どちらも含みます。	R7.2.27
18	募集要領 7参加表明書兼企画提案書等の提出 （2）提出部数	正本、副本の違いは添付書類有無の違いだけでしょうか？（記載内容に違いはありますか？）	違いは①の添付資料の有無のみです。内容に違いはありませんので、同じ資料を揃えてください。	R7.2.27
19	募集要領 9プレゼンテーションの実施 (3)出席人数	・プレゼンテーションを現地出席とは別にオンライン参加は可能でしょうか？（3名以外に） ・出席人数3名までとありますが、人数内であれば協力連携事業者も出席可でしょうか？	出席人数はオンラインの方も含め、3名までとなります。 3名以内であれば協力連携事業者の出席も可能です。	R7.2.27
20	その他	学びクーポンのロゴは新しくする必要はございますでしょうか。	ロゴの作成は必須ではありません。 ※現在、市HPに掲載しているロゴは現受託者にて作成したものになります。	R7.2.27

令和７年度那覇市まなびクーポン事業業務委託

【質問及び回答】

番号	募集要項及び 仕様書ページ	質問内容	回答	回答日
21	仕様書 8事業内容 (4)事業周知	対象世帯に周知を行う際、チラシを用いて対象世帯に郵送を行う必要がございますでしょうか。チラシの作成費用、郵送費用を見積書に組み込むか参考にしたく思います。	質問5に関連して、対象者（対象学年）への事業周知は本市が行います。周知のためのチラシを対象世帯に郵送する必要はございませんが、クーポンの利用決定者に対してはクーポンの手引き等を発送する必要がありますので、その郵送費については積算下さい。	R7.2.27
22	仕様書 8業務内容 (5)問合せ対応	過去の問合せデータを開示いただけますでしょうか。 ・時間帯別、日別 ・電話/FAX/メール別　※必要な座数算定のため ・問合せ数、応答数	問合せにつきましては、詳細な集計を行っておりません。	R7.2.27